資料①

【国】

耐震改修促進法

●計画と背景

阪神・淡路大震災の被害状況（平成７年１月）

死者数の約９割が建築物の倒壊によるもの

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 人（ 88%）
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 人（ 10%）
その他	121 人（ 2%）
合計	5,502 人（100%）

※平成 7 年度版「警察白書」より（警視庁調べ）

昭和 56 年以前（旧耐震基準）に建築された建築物に大きな被害

	軽微・無被害	中・小破	大破以上
昭和 56 年以前	34.2%	37.3%	28.5%
昭和 57 年以降	74.7%	16.7%	8.6%

※平成 7 年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告（建設省より）

建築物の耐震改修の促進に関する法律「耐震改修促進法」（平成 7 年 12 月　施行）

⇒ 目的は、「新耐震（S56 以降）」基準を満たさない建物（既存不適格）について、積極的に耐震診断や耐震補強を進めること

2000.10 鳥取西部地震【住家全壊 435 棟】
2001.3 芸予地震【死者 2 名　住家全壊 70 棟】
2003.7 宮城県北部地震【住家全壊 1276 棟】
2003.9 十勝沖地震【死者・行方不明 2 名・住家全壊 116 棟】
2004.10 新潟県中越地震【死者 68 名・住家全壊 3175 棟】
2005.3 福岡県西方沖地震【死者 1 名・住家全壊 133 棟】
2007.3 能登半島地震【死者 1 名・住家全壊 684 棟】
2007.7 新潟県中越沖地震【死者 15 名・住家全壊 1319 棟】
2008.6 岩手宮城内陸地震【死者、行方不明 23 名・住家全壊 28 棟】

頻発・切迫

改正耐震改修促進法（平成 18 年 1 月　施行）

⇒ 目的は、地震に対する危機感の高まりを背景に、より積極的な耐震化の促進を図り、人的被害や経済的被害を減らす
「社会全体の国家的な緊急課題」～中央防災会議にて

●改正のポイント
・都道府県に数値目標を盛り込んだ計画の作成を義務付け
・建築物の耐震化率を今後 10 年で 90%まで引き上げる（方針）
・支援措置の拡充
　補助金・交付金
　融資制度
　税制（H18 税制）

●効果
・地震による死者数・経済被害が減少
・仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与

【県】

千葉県耐震改修促進計画（平成 19 年 3 月策定）

○想定地震（被害想定）
規模：元禄地震、関東地震、東海地震、県北西部直下型地震等
被害状況：死者 10,100 人

●住宅・特定建築物の状況
既存建築物　　2,203,000 棟
耐震化率　住宅　　約 79%
　　特定建築物　約 82%

●目標の設定
住宅・特定建築物の耐震化率を 90%とする

●基本的な取り組み
県内の市町村耐震改修促進計画の策定
市町村への支援
避難者等の通行を確保すべき道路（緊急輸送路、避難路の確保）の指定
安全対策指導、定期的調査、結果の公表